## 東京都コンプライアンス基本方針

平成29年5月17日 29総ココ第99号 平成29年5月17日 29交職第224号 平成29年5月17日 29水職人第98号 平成29年5月17日 29下職人第177号 平成29年5月17日 29教総法第56号 平成29年5月17日 29選総第253号 平成29年5月17日 29人委総第127号 29監総第175号 平成29年5月17日 平成29年5月17日 29人服第36号

都政を円滑に運営するためには、都民からの信頼が不可欠です。 都民の期待に応える行政サービスを提供してこそ、都政に対する信 頼を高めることにつながります。一方で、職員による違法行為や事 務の不適正処理などが発生すれば、都政に対する都民の信頼低下を 招き、都政運営全般に影響が生じかねません。このことを全ての職 員が改めて意識すべきです。

「都民から信頼される都政」の実現に向けて、職員一人ひとりが、①法令はもとより、業務執行のために庁内で定められた各種ルールや組織で決定した方針等を遵守すること、②都民が期待する都政の使命を果たしているかなどの観点から担当業務を常に見つめ直し、より良い都政の実現を図ること、の2点の重要性を深く認識した上で、日々の業務に取り組むことが必要です。

このため、職員は、次の指針に従って行動するものとし、これに より、組織一体となってコンプライアンスの取組を進めていきます。

行動指針 1 都政に携わる職責の重さを認識し、規範意識を高く持ち、 創造的かつ自律的に行動する。

行動指針2 質の高い行政サービスを確実かつ効果的に提供する。

行動指針3 都民への誠実・公正な対応を徹底する。